

モンテスキュー Montesquieu 1689~1755

フランスの思想家。本名は、Montesquieu Charles Louis de Secondat Baron de La Brède et de 。1689年ボルドー市近郊のラ・ブレードに生れる。家系は法服貴族で、父と伯父はボルドー高等法院に職を有していた。11歳のときパリ近郊のジュイイーの学校に入り、5年間在籍した後、ボルドー大学で法律学を学んで、卒業後弁護士の資格を得た。25歳でボルドー高等法院の評議官になり、2年後伯父の死去にともなって高等法院長官職などを相続した。その後、ボルドーとパリを往復する生活となり、パリでは社交界やサロンに出入りして知見を深めた。

モンテスキューは、32歳のときにフランス社会を風刺した書簡体小説『ペルシア人の手紙』を匿名で出版し、評判を取った。また、39歳から約3年間をかけてローマ、ロンドンなどまわったヨーロッパ旅行の成果として、歴史を支配するのは運命ではなく多様な事実の因果関連の法則性であることを説いた『ローマ人盛衰原因論』を45歳のときに刊行した。その後、三つの政体論や権力分立論などに特徴を持つ『法の精神』の執筆を始め、その完成に向け全力を傾注した。この『法の精神』は、彼が59歳のときにジュネーヴで匿名で出版されたが、賞賛の手紙が内外から寄せられる中、法王庁の禁書目録に載せられてしまう。彼は、1755年、パリで流行性感冒にかかり66歳で死亡した。

Great Books 27 法の精神(De l'esprit des lois)

全体は31篇からなり、序言及び第1～2篇は法の観念、第3～8篇は法理論、第9～29篇は種々の法制度と法の関係、第30～31篇は付録の封建法で構成されている。

序言では、事実の集積、綿密な観察、歴史的事実への沈潜という帰納法過程を経て、論理を構成する経験科学のサイクルを示し、近代における社会科学の方法論を確立したとされている。J・J・ルソー、ジョン・ロックは自然法を援用し社会の起源を説明したが、同時代の社会契約論者とモンテスキューが全く異なった種類の思想家であることも明らかにした。

三つの政体論は共和制・君主制・専制を本性と原理で説明したものであり、権力分立論とともに、本書を有名にした。

権力の分立、つまり三権分立論については、第11篇6章のイギリスの国家構造について論じた章に「各国家には三種類の権力がある。立法権、万民法に属することがらの執行権、及び市民法に属することがらの執行権である」と説明されている。万民法に属する執行権とは行政権、市民法に属する執行権とは司法権のことである。このようにモンテスキューは三権の古典的規定を行ったが、それはあくまでもイギリスの政治形態を念頭に置きながら理想像として描いたのであって、三権が完全に分立している事実があったわけではない。実際、同編7章では「三権力は・・われわれの述べた(イギリスの)国制をモデルとして、配分されても、組み合わせられてもいけない」と指摘している。三権分立論の本質は、三つの政体論やイギリスの政治形態と併せて考える必要がある。また、当時フランスは絶対王政の専制主義下にあり、アンシャン・レジーム(旧体制)の恣意性への対抗という現実的な問題意識から、三権分立論を導き出した点も重要である。

『法の精神』の内容は、フランス革命の思想的土台となり、アメリカ合衆国憲法制定をはじめ、近代政治学、憲法学に大きな影響を与え、現代社会でも常に省みられている。

Key Phrase 共和制においては徳が必要であり、君主制においては名譽が必要であるように、専制政体の国においては「恐怖」が必要である。

原文は、Comme il faut de la vertu dans une république , et dans une monarchie , de l'honneur , il faut de la CRAINTE dans un gouvernement despotique.(『法の精神』第三編 三政体の原理について 第九章 専制政体の原理について)

共和制は人民全体に主権のある民主政体、あるいは一部に主権がある貴族政体に分れ、君主制は唯一人が制定法に則して統治するものであり、専制は唯一人が法も準則もなく自分の意志でひきまわす政体である。こうした本性を持つ政体を動かす原理は、民主政体の徳性、貴族政体も程度の差はあれ徳が必要であり、君

主政体では名誉、専制政体においては恐怖が必要となる。つまり各政体は固有の構造であり、原理とは人間の情念であるとしている。ここでいう徳性とは宗教的・道徳的なものではなく、政治的特性であり「祖国への愛すなはち平等への愛」である。

◆ *Great Books* 文献案内

- 📖 法の精神 上巻・中巻・下巻 / 野田良之(ほか訳)
岩波書店 1987～1988年刊 <321.1W/98/1～3>
- 📖 世界の名著 28 モンテスキュー / 井上幸治(編)
中央公論社 1972年刊 592p <080/5/28> 資料番号 12784450
*「法の精神」井上堯裕(訳)
- 📖 法の精神 1～3 / 隈崎渡(訳)
春秋社 1948～1949年刊 <321.1/19/1～3>
- 📖 萬法精理 第1冊～第4冊 / 何禮之(訳)
東生亀次郎等 1875年刊 <320.4/5/1～4>
- 📖 Great books of the Western World vol.38 Montesquieu Rousseau
/ Robert Maynard Hutchins(ed)
Encyclopaedia Britannica 1989年刊 439p
<080/G/38> 資料番号 20257531
- 📖 De l'esprit des lois Tome1-2(Classiques Garnier) / Robert Derathé(ed)
Garnier Frères 1973年刊 <Y321.1/1/1～2> 資料番号 21540513, 21540521

◆ 理解を深めるために 参考文献案内

- 📖 貴族の徳、商業の精神 / 川出良枝(著)
東京大学出版会 1996年刊 319, 27p <311.23EE/189> 資料番号 20859393
- 📖 モンテスキューの政治理論(政治思想研究叢書) / 押村高(著)
早稲田大学出版部 1996年刊 343p <311.23EE/187> 資料番号 20843884
- 📖 モンテスキュー(叢書・ユニベルシタス)
/ ジャン・スタロバンスキ - (著) 古賀英三郎, 高橋誠(訳)
法政大学出版局 1993年刊 294, 10p <135.3CC/114> 資料番号 20642518
- 📖 ロ - マ人盛衰原因論(岩波文庫) / 田中治男, 栗田伸子(訳)
岩波書店 1989年刊 324p <123/1> 資料番号 20119913
- 📖 モンテスキュー研究(京都大学人文科学研究所報告) / 樋口謹一(編)
白水社 1984年刊 398, 30p <135.4S/31> 資料番号 12306171
- 📖 人類の知的遺産 39 モンテスキュー / 古賀英三郎(著)
講談社 1982年刊 395p <280.8K/13/39> 資料番号 10497444
- 📖 モンテスキュー 第1部～第3部 / 福鎌忠恕(著)
酒井書店 1975年刊 <135.4/12/1～3>
- 📖 世界文学大系 16 モンテスキュー・ヴォルテール・デイドロ / 根岸国孝(ほか訳)
筑摩書房 1960年刊 461p <908/18/16> 資料番号 11872504
*「ペルシア人の手紙」根岸国孝(訳)